

広報とやま 令和元年(2019年)11月5日号掲載

くらしの情報あれこれ



借金やクレジット契約をさせてまで、「お金がない」と断っている消費者に売買契約などを結ばせる手口が増えています。

【相談事例】

- 「すぐに返済できる」と言われ、カード決済によるネットワークビジネスに参加させられた。
- 借金してでもやったほうが良いとそそのかされ、金もうけに関する情報商材を購入させられた。

【アドバイス】

- 「お金がない」という断り方はやめ、きっぱりと断りましょう。
- 借金をしてまで結ぶ契約は生計を圧迫します。無理に契約するのはやめましょう。

【相談受付時間】 (土) (日) (祝) を含む毎日10:00~18:30 (年末年始、CiC休館日は除く)

お問い合わせ 消費生活センター 電話:443-2047